

「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」開催要綱（案）

1 目 的

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）及び日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が責務を負っている郵政事業のユニバーサルサービスの確保については、平成 27 年 9 月の情報通信審議会答申において中長期的に検討すべき方策が示された。

また、平成 27 年 11 月には、日本郵便の持株会社である日本郵政並びに株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式が上場されたことを受け、平成 27 年 12 月の郵政民営化委員会所見では、日本郵政グループに対しては、「行政当局においては、各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼し、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要である」とされたところである。

これらを踏まえ、諸外国の状況等も参考にしつつ、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題について検討・整理するとともに、ユニバーサルサービスの経済的基盤の現状を検証するための方法の確立を目指した検討を行うことを目的として、検討会を開催する。

2 名 称

「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」（以下「本検討会」という。）と称する。

3 検 討 内 容

- (1) ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理
- (2) ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題の整理
- (3) ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討
- (4) その他

4 運 営

- (1) 本検討会は、情報流通行政局郵政行政部長の検討会として開催する。
- (2) 本検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、郵政行政部長があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (6) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときには座長に代わり本検討会を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、必要に応じて、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- (9) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (10) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 会議及び本検討会の資料については、それぞれ、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合を除き、原則として公開する。
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 開催期間

平成28年7月から1年程度を目途とする。

7 庶 務

本検討会の庶務は、情報流通行政局郵政行政部郵便課が、郵政行政部関係課室と連携して行う。

(別紙)

構成員

(敬称略、座長を除き五十音順)

(座長)	村本 孜	成城大学 名誉教授
	井手 秀樹	慶應義塾大学 名誉教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部 教授
	東條 吉純	立教大学 法学部 教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表
	山田 忠史	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 (工学研究科 都市社会工学専攻 准教授 兼任)
	米山 高生	一橋大学大学院 商学研究科 教授